

令和5年度吹田市文化財保護審議会議事録

日時 令和6年（2024年）1月31日（水） 10時00分～12時00分

場所 さんくす3番館 5階 第一会議室

出席委員 井上 主税、大上 直樹、川端 清司、西尾 嘉美、福田 珠己、村田 路人（敬称略。50音順）

欠席委員 井上 一稔、魚島 純一、原田 正俊、藤岡 穰（敬称略。50音順）

事務局出席者

道場 久明（地域教育部長）、堀 哲郎（同次長）

葉山 進（文化財保護課長）、中川 知子（同主幹）、坂原 元一（同主任）、立岡 宏美（同主任）、
田中 充徳（同主任）、西本 安秀（同係員）、中石 奏（同係員）、猪股 文京（同係員）、堀口 健
二（同係員）

【1 出席状況の確認】

委員10名の内、6名が出席、3名が委任状提出。過半数を超えているため、審議会成立。

【2 開会】

道場地域教育部部長 あいさつ

【3 委員の紹介】

【4 事務局職員の紹介】

【5 議長及び副議長の選出】

【6 傍聴者報告】

傍聴者なし

【7 案件】

議長

今回、指定・登録の案件はありません。

まず、市内所在文化財の指定・登録について、事務局より説明をお願いします。

事務局

（説明。資料3、3ページから6ページ）

（質問・意見等、特になし）

議長

次に、市内の指定登録文化財に関するアンケート調査について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(説明。資料6、20ページから21ページ、資料7、22ページから23ページ、資料8、24ページから26ページ、資料9、37ページから38ページ)

A委員

市内の文化財の所有者あるいは管理者は個人、大きな機関、寺社などと主体が大きく異なっていますが、その主体によって回答や問題意識は異なっていましたか。

事務局

寺社ではコロナ禍によって参詣者の減少と寄付金の減少があり、資金面に不安があるというような回答が見受けられました。

事務局

相対的には、しっかりした団体では修理等を自力で賄えるようです。ただし、所有者が個人や家族である場合は補助金や寄付金に頼っていることが今回の調査で把握できたと思います。

B委員

これまで、アンケート等を行ってこなかったとのことですが、個々の文化財に関しての実態把握や要望等の吸い上げは直接、所有者・管理者からしていたのですか。また、他の地域では所有者・管理者等の連絡会や協議会のようなものを設けて、要望の吸い上げなどの連絡調整の窓口しているところもありますが、吹田市ではそういった組織はないということですか。

事務局

昭和58年にだんじりの保存とその補助のために文化的遺産保存事業を立ち上げた時にアンケート調査を行っています。その際は、それぞれの所有者に聞き取り調査を行い、何が問題なのか、どういうふうに活かしていくのかを聞きました。それ以降は特に団体へのアンケートを行っていません。

文化財所有者の協議会について、市全体としてのものはないですが、だんじりについては、つい最近、吹田市のだんじり祭りをを行うための協議会を作られました。

平成30年の大阪北部地震と台風21号で市内が被害を受けた際は、市内各所の指定・登録文化財等の所有者・管理者に直接、聞き取り調査を行っています。特に日常的には行っていませんが、今回はコロナ禍ということがあったため、アンケート調査を実施しました。このような事態が発生した時には、なるべく速やかに対応できるようにしていきたいと考えています。

C委員

文化財修復はお金がかかりますが、条例に市単費でどのくらい補助ができるか明記されていますか。

事務局

まず、大阪府や吹田市に指定されている文化財に関しては市の補助制度、吹田市文化財保存事業補助金交付要領があり、その中から支出するという形です。例えば、市指定の有形文化財ならば、4分の3以内で、上限が500万円です。

C委員

金額は多いように感じますが、それは国指定の場合も同様であるという理解で良いですか。

事務局

まず、市指定の文化財であれば、上限500万円のみとなります。国指定であれば、まず国からの補助金があり、残りの2分の1を市が補助しています。

C委員

大阪府は補助を行わないということですね。

事務局

以前は大阪府も補助を行っていましたが、現在はありません。

C委員

実際にその補助金を出した事例は、例えば、建造物で500万円位出した例はありますか。

事務局

500万円ほどの工事ではないですが、例えば、山田伊射奈岐神社の本社本殿で、平成30年に自動火災報知設備の設置工事の時に、本殿が府の指定文化財であったので府の補助金があり、その残り2分の1を補助しました。

C委員

防災工事と保存修理とは、別の支出ですか。上限はありますか。

事務局

基本的には、修理工事と防災工事を別々に支出しますが、補助率が異なり、防災工事の場合は2分の1になります。上限は500万です。

C委員

上限の金額も大きいのではないかと思います。市の補助制度は、所有者に理解されていますか。

事務局

個別に修理等の相談がありました際に、制度について説明を行わせていただいております。

議長

こういったアンケートは今回が初めてということですが、地震などの災害があった時の聞き取りでは画一的なアンケート項目があり、それに沿って聞き取ったということですか。それとも、対象者によって何か違いがありますか。

事務局

平成30年度の地震と台風の場合は、まず速やかに把握するために電話で状況を聞きました。その上で、被害を受けていると回答されたところについては、実際に赴いて、被害状況を確認しました。指定文化財の蔵人稲荷神社では地震と台風の両方で被害があり、特に地震では本殿が傾き、転倒すると文化財自体も破損し、怪我人も出かねないという事態が発生したため、予算を何とか集め、速やかに補助を行い、修理していただいたということがありました。

議長

基本的には個別的に状況を聞いて対処していたという形での実態把握があったということですね。だから、今回のようにアンケート項目を決めて、全対象者に対して同じアンケートしたというのは初めてということですね。

B委員

コロナ禍における影響は民俗の世界で多大で、私は他の行政でも審議委員をしていたり、兵庫県内の自治体史の編纂に関係していたりしますが、そこでもアンケート調査をしており、特に無形民俗文

化財に関しては、地域住民が互いに共助することで継続していたものが、コロナの影響で休止・中止になって、結局、復活できずにそのまま断絶に追い込まれている事例が多くあります。お互いがなぜ続けていくかというような辺りの意識が十分ではなく、後継者不足や高齢化等も合わせて、その傾向がありました。コロナが拍車をかけてしまっているのが現状であり、これに関しては文化庁も危惧しており、民俗文化財や風俗・習慣の登録制度を国も始めるということで音頭をとっていますが、これに呼応した形で吹田市では何か動きをしているのかというのが一点です。

もう一点は、文化庁が5、6年ほど前から、有形無形の指定・無指定を関係なく、だんじりも含めて、地域の伝統文化を次世代に残すための、大掛かりな補助金制度を続けています。そうした制度について、情報周知というのは、市の方では行っていますか。もしくは、これを使った実績はありますか。

事務局

国の地域文化財の活用推進事業については吹田市でも把握しており、実際に、今年度は金田町の地車について、それに適応する形で申請し、認めていただいたので現在進めているところです。

事務局

1点目のコロナ禍で活動ができないことによって、継承のための活動ができないと困られた方に対しての動きについては、まさに吹田市でもよく声として聞かれるようになったため、市としては、まずは実態把握を行い、どういうお困り事があるのかということ把握しようということで今回調査を実施しました。

B委員が先ほどおっしゃった文化財の所有者ネットワークというものは作っていませんが、実態把握する手法として今回アンケート調査をさせていただきました。また、そういった文化庁から出された情報については、漏れているところも正直ありますが、できるだけ積極的に本市でもホームページ等で情報提供しています。

議長

前回の文化財保護審議会では、ヒメボタルの指定が議題になっていたということを覚えています。これが指定されたのが2011年であり、13年前ということになります。13年間ずっと審議会が開かれてなかったというのは、どうなのかということを感じました。

事務局

文化財保護法でいうところの保護審議会を開催する事項としては、文化財に関する重要事項ということで、それもいろんな調査、それから建議を審議会の委員の皆様に行っていただくことが審議会の目的ですが、その重要事項として、指定・登録の諮問ということをお我々としてとらえており、本市において指定または登録すべき文化財がなかった、見いだせてなかったということです。ただ、高齢化の進展やコロナ禍の影響などによって、文化財を取り巻く環境が大きく変化していますので、諮問事項以外においても、これまで以上に委員の皆様から御指導を仰ぎたいというようには考えており、審議会の開催についての御意見も頂戴していただきましたので、今後は開催していきたいというように考えています。

議長

では、次に、旧中西家住宅保存活用計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(説明。資料10、39ページから45ページ)

議長

数年前に大阪府で強い地震がありました。その時の被害はどうでしたか。

事務局

旧中西家住宅においても、主に瓦の落下がだいぶありました。国の補助金が吹田市全体の地震被害に対しては交付されたと聞いていますが、この修繕については市単費で進めました。

議長

3ページ以降、耐震対策というところの緑と赤で色分けされているところが劣化の懸念のされる所ということで、前の地震の時には瓦の落下があったとのことですが、具体的にどの部分というのはありますか。

事務局

図面で言うところの勘定部屋の屋根瓦です。また、構造体に関わる部分の被害はありませんでしたので、勘定部屋の屋根修繕を実施しました。

議長

では、次に、文化財保護事業の業務報告、旧西尾家住宅の大規模修繕について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(説明。資料11、46ページ)

議長

次の遺跡地図等のデータ管理及びウェブ公開についても、続けて事務局より説明をお願いします。最後に、全体として議論したいと思います。

事務局

(説明。資料12、47ページ)

議長

次に、その他の文化財保護事業について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(説明。資料13、48ページから50ページ)

C委員

遺跡地図について、具体的には、PDF版をネット上で見られるというものですか。それとも、地理情報システムGISを使った、それ以外の情報がいろいろ見られるという内容ですか。

事務局

現在、吹田市のホームページ上でまずはPDFを公開する予定です。また、将来、吹田市で公開型GISを公開することになれば、その全庁的なGISに掲載する予定です。

C委員

それは画像データを公開するような話ですか。電子情報やシステムとか言われるので、そういう仕掛けがあるのかと感じましたが、紙の遺跡地図をスキャンして掲載するということですか。

事務局

遺跡地図自体が、白地図に遺跡範囲を描写してPDF化したものを公開するという形にはなりませんが、その遺跡地図のシステム、遺跡地図のPDF化するのに乗じて、内部のGISの方に照会情報の数やどういったところに照会があったかというデータを一挙に入れ、そこでシステムをいじれる形

にはしようかと思っています。

C委員

要するに、当面は公開しないけれど、地理情報システムGISのシステムを組んでいるというよう
な理解でいいですか。また、そのシステムは内部でしか利用できないものでしょうか。

事務局

そうなります。構築業務の最後の方で公開するための情報を組み、そこを3月以降に使っていこう
と考えています。また、システムは現状、内部でしか使えないような状況になっています。

D委員

他の行政の場合なら、例えば検索という形で、住所や遺跡名を入力して、その部分の地図が表示さ
れて、もしくは遺跡の時代やこういうものが見つかっているということで、どちらかという検索す
るような形だろうと思っていたのですが、冊子で紙のものをPDF化して、それを見ることができる
という、一応外向けにはそういったシステムということなのですね。

事務局

現段階、3月から開始するものとしては、PDFに遺跡の範囲の遺跡名だけの表示になります。内
部の方では、今おっしゃられたようなもの、大阪府の地図情報システムのようなもので運用を始め
ていこうかと思っています。

D委員

この導入目的や効果のところは、市民へのサービスというのももちろんですが、行政の方で今言っ
たようなシステムまで公開できれば、業者さん等が実際に窓口来られる回数も減るでしょうし、問
合わせの電話でも、日中は電話対応で追われて終わることもあるため、行政側の方にとって非常にメ
リットが大きいのかなと思います。最初の運用のスタートとしてはこれで良いと思いますが、将来的
には、外向けにも検索できるようなシステムが望ましいのではないかと思います。

C委員

5年に1回の審議会ですが、それはやはり市指定が少ないからこういうことになるのではないかと
それは最後、2番の文化財調査が非常に少ないからこういうことになっているのではないかと思
います。今年を見ると、何も調査をやってない。これでいいのかという気はします。

また、令和4年に社寺を1件調査していますが、これは誰が行い、その成果がどういう形であるの
かというところを教えて欲しいです。

事務局

まず、令和5年度については実は行ってございまして、最近古民家の納屋の調査をさせていただ
いています。令和4年度は光源寺とあさひ橋橋柱で行っています。

光源寺の本堂の方については、担当者で伺い、写真を撮りました。あさひ橋橋柱については、同じ
く担当者が現状の調査をしたという形です。

C委員

市の担当者が現地行って写真を撮ってきたというだけでは、指定の方に繋がらないのではないで
すか。以前は前任者の委員がボランティアで調査をされていて、それが文化財指定に繋がっていたと
思いますが、その方もお年を召しているので、パタッと調査が途絶えてしまっている。それはもう新
指定に全然繋がらないのではないかという気がします。積極的に調査をやらないと、指定も増えない
し、審議会の意味をなさないという話になるが、どうでしょうか。

事務局

現在、文化財調査をしているものについては、開発行為に伴う解体や建て替えがあり、その調査がほとんどとなっています。この中で言えば、古民家や平成27年度の小女郎稲荷、こちらも観音寺への合祀による解体に伴うものです。それから、橋梁調査やあさひ橋についても、マンション建設や阪急電車の高架橋の建設があり、壊され、潰されることが前提となった調査となっており、開発行為に伴った調査はとても期間が短く、古民家については、そのお住まいの方が出られて、解体するまでの期間の間に調査しなければならないですが、実際、連絡が遅く、非常に短い期間の中で調査しているのが現状です。時間があれば、C委員は建築の専門家であるため、調査に御協力いただきたいとは思ってはいますが、中々そのようにはいかないのが現状です。

C委員

現状がそうであるなら仕方が、やっぱりよろしくない。今、説明された緊急調査は、建造物調査に入らない。

やはり計画的にテーマを持って、例えば今年から何年間は浄土真宗のお堂を調査する、神社を調査するなど、何かテーマを持ち、きちんと若干の事務費を確保して調査し、その中から保護に値するものを文化財指定につなげようという姿勢がないと、とても無理なのではないかという気がします。

事務局

御指摘のとおりです。しかし、本市は非常に開発の多い市で、今年度も昨年度に比べ、大幅に開発が増え、それに伴い関係調査が増えています。実情をいいますと、少ない職員体制で行っており、それにきゅうきゅうとしているのが現状です。

ただ、C委員の指摘のとおり、それに流されてだけでなく、今おっしゃったような目標テーマを決めて、それに向けた取組というのは必要だと認識しています。我々のような開発の多い市の取組も参考にしたいと思っており、何とか工夫して、取り組んでいければと思います。

C委員

ぜひ、確認調査レベルではなく、最低平面図や寸法、ある種の簡単なレポートを作成しておくなど、その程度のことをしておかないといけないと。要するに、審査会が形骸化しないようにと思う。

E委員

スタッフ不足と言われると言い出しにくいのですが、例えば最後の文化財の啓発、あるいはその旧中西住宅の活用の中でのウェブを活用、そういう文化財の保護というのをしっかり市民に知っていただくためにはそちらの啓発、あるいは情報発信が非常に重要になってくるかと思えます。

吹田市の場合、市立博物館と文化財保護課が同じ建物で、一体ではないにしても、一体的に運営されています。博物館法が昨年4月に改正されたのですが、その中で資料のデジタル・アーカイブ化が含まれており、アーカイブ化するというのは情報発信が前提であるため、例えば、案件に上がっている旧中西家住宅などの素晴らしいものをしっかり情報発信していくのが大事です。

聞いていると、スマホ対応がまだなっていないようです。PCのホームページだけではなく、やはりスマホ向けも同時にできると思うのでそれも含めて、しっかり進めていただきたい。それが存在をアピールすることになるのではないかと思います。

私にも文化財保護課の方から例えば新しい収蔵品などで、文化財登録に値するものはないかとかいう形での照会もあるわけで、先ほどのB委員からの指摘も繋がるように、情報発信と情報の発掘を進めていただければと思います。

事務局

御指摘ありがとうございます。デジタル化は立ち遅れている部分があります。

博物館では今、博物館の資料台帳のデータベース化に取り組んでおり、間もなく公開していけるタイミングにきています。それ以外の文化財の関係についても、そのデジタル化の必要性は認識しており、いろんな取組をしていかなければなりません、一つ一つ着実に取り組んでいけたらと考えています。

D委員

今、吹田市の方で、埋蔵文化財の調査のことが先ほど話にありましたが、実際にその発掘を担当する職員は何名程度で、現場をまわしているのですか。

事務局

現在、正職員は3名、会計年度任用職員1名の4名体制です。ただ、正職員については、その内2名が再任用職員となっており、60歳を超えた職員が調査を行っています。

D委員

実際に発掘件数、立会も含めて年間100件程度ということで、コロナの間も件数が減っているわけではなく、継続して調査されていると思います。よく言われるのが発掘調査にかけた時間よりも、そのあとの整理作業の方が時間かかるということで、今伺った人数では、大変だなと思っており、その辺りももう少し人が増やせたらと思います。ただ、これはどこの自治体も抱えている問題であり、考古学というか発掘を仕事にしたいという学生も減っているような状況です。本当に仕事をとりますと、採用試験を実施してもなかなか人が来てくれないなど、いろいろ大変なところもあるのかと思っており、吹田市の方がどんな状況なのかといったところで、できればそれはもう少し人を配置していただけたらというように思った次第です。

もう1点、文化財の保護事業ということで、文化財保護法が2019年に一部改正になり、活用といったところも変わってきましたが、活用事業として市内の指定文化財について、例えば博物館で展示をしたとか、その借用依頼があったとか、といったことを広報していけば、吹田市の文化財の魅力を他の市町村や県の方にもアピールするような形になるかと思しますので、保護だけではなく活用もしていますという形で資料や便りなんかでも出されてもいいのかとは思っています。

事務局

旧中西家住宅の保存活用計画の説明をしても、保存よりも活用についてすごく関心を持たれていて、様々な意見をいただきます。今、D委員がおっしゃったようなことも、我々として十分検討してみたいと思います。

議長

文化財保護課で調査対象となっているのは考古遺跡と建造物が中心となっており、市内の古文書などは吹田市立博物館が担当しているという住み分けかと思いますが、吹田市文化財保護審議会という場での報告としては、やはり吹田地域全体の文化財保護事業だと思いますので、文化財保護担当でやっているものと博物館でやっているもの、両方含めて全体、そういうような報告の仕方をしていただければよかったですと感じました。

事務局

すみません。そのように見えている状況かと思えます。ただ、博物館は文化財保護課が所管している施設ですので、今後は議長がおっしゃいましたようなことを踏まえた示し方を検討したいと思

ます。

議長

それでは、これで審議を閉会します。

やはり議論において、様々な問題点が指摘され、審議会というのは指定物件があるからするというような会議ではないというのが今日の議論の中で確認できたかと思います。

事務局は何かありますでしょうか。

事務局

委員の皆様、本日はどうも、様々な貴重な御指摘や御意見、誠にありがとうございました。我々としても、この市内に所在する文化財について、適切に保存管理、活用を図りながら、将来にわたって確実に継承していくという努力をしたいと思えます。

今後、この審議会を来年度以降も開催し、委員の皆様からいろいろな御指導、御支援いただきたいと思えますので、今後とも引き続きどうぞよろしく願いいたします。

【8 閉会】